

Title	支那史料に現はれたる我が上代(十)
Sub Title	
Author	橋本, 増吉(Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1931
Jtitle	史学 Vol.10, No.1 (1931. 3) ,p.29- 46
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19310300-0029">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19310300-0029</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 支那史料に現はれたる我が上代（十）

## 二七

それから、つぎに考ふべきは、仲哀天皇以前の列聖紀年であるが、この時代はもとよりもはや日本書紀の紀年は全然信ぜられない時代なのであり、またその記事の内容からも、支那や半島諸國との交渉上に關する、何等確實なる記録を有せざる時代なのであるから、その紀年を研究推定すべき何の手掛りも、全く存在しないのである。たゞ僅かに崇神天皇及び成務天皇の崩御年が古事記注に記るされてゐるのであるけれども、曩に既に考究せしところによりて見るも、古事記注の崩御紀年の確實性も亦甚だ疑はしいのであるから、もとより無條件無批判に之れに據る譯には行かないのである。

そこで、仲哀天皇以前の紀年については、他の實例より推算された平均年代によりて、大凡の見當を推定するの外は、全然他の方法がないのであるが、那珂博士は英人アストン氏がその日本上古史論に於て、四百年間諸國帝王代數の平均數を計算し、「他國の歴史中、余の見たる限りにては、十五代を以て此の年間の最少代數とする」と論じたるに對し、「同氏ハ諸國帝王ノ代數ノ平均ヲ列舉シタレドモ、其ノ表ハ

血屬ノ直系ニ由リテ、其ノ世數ヲ算セシニアラザレバ、纂弑引キ續キタル爭亂ノ世、又ハ兄弟叔姪代ル  
く世ヲ嗣ギタル時ハ、代數非常ニ多クナリ、又佛蘭西ノ路易第十四世ノ如ク、在位ノ長キガ爲ニ、孫  
又ハ曾孫ニ位ヲ傳ヘタル時ハ、代數非常ニ少クナリテ、此等ヲ平均シタクトモ、何ノ標準トモ爲シ難シ」  
と難じ、更に「皇朝及ビ漢韓帝王ノ直系ノ世數」によりて、平均一世年數を計算し、「平均年數ノ最モ普通  
ナルハ、二十五六年ヨリ三十一年マデノ間ニアリ。此○數○ハ○即○父○子○ノ○年○齡○ノ○差○ニ○シ○テ○、一世○ノ○平○均○年○數○  
ナリ。故ニ論語ノ「必世而後仁」トアルヲ、孔安國ハ「三十年曰世」ト注シ、許慎ノ說文ニハ「三十年爲ニ  
一世、從レ卅而曳ニ長之、亦取ニ其聲ニトアレバ、世ノ字ハ本卅ノ義ヲ取レル字ナリ」と論じて居られるので  
あり(那珂通世遺書所收、外交釋)、後の史家のこの所説に依據するものも、亦少くないやうである。

けれども、那珂博士の算出せられた平均年數は、自ら言明せられてゐる通りに、「父子ノ年齢ノ差」で  
あり、諸帝王の平均在位年數ではないのである。即ち珂那博士が「我が第二十六代繼體天皇ヨリ第一百二  
十一代今上天皇マデノ平均一世年數」なりとして掲出された、「一十八年なる年數は、第二十六代繼體天皇  
より第二十一代今上(明治)天皇まで九十六代の諸列聖の平均御在位年數ではなく、父子直系の世數な  
る五十世より、一を減じたる四十九を以て、「前後帝王ノ生誕又ハ即位ノ間ノ年數千三百六十七年」を除  
して得たる年數、二十七年四十九分の四十四の端數をば一年と見て、平均一世年數二十八年と稱せられ  
るのであり、また「漢太祖高皇帝ヨリ第二十三代孝獻皇帝マデノ平均一世年數」として掲出せられた三十△

一年なる年數は、同じく二十三代の平均在位年數ではなく、父子直系の世數十六世より、一を減じたる十五。を以て、「前後帝王ノ生誕又ハ即位ノ間ノ年數四百五十九年」を除して得たる年數、三十年十五分の九の端數をば一年と見て、平均一世年數三十一年と稱せられるのであり、その他皆同様の主意方法によりて算出せられしものである。されば父子直系の場合の一世人數が、略々二十五、六年乃至三十年前後なるべきことは、那珂博士の論ぜられた通りであらうけれども、而も我が上代の大凡の紀年を知らんが爲めに必要とするところは、その父子直系の一世年數ではなく、その歴代の御在位平均年數なのであるから、那珂博士算出の平均一世年數を以て、直に我が上代列聖の御在位平均年數として利用すべきでないことは、明白なるところである。

蓋し、何れの國に於ても、常に父子直系を以てその帝位の繼承せらるゝ場合は、寧ろ短い年代に限らるゝことであり、長い年代に亘りては、兄弟叔姪孫曾、代るゝ世を嗣ぐ場合が少くないのであり、また或る帝王の在位年が比較的長きに亘るときは、たゞひその實子が之れを嗣ぐ場合でも、その在位年が比較的短縮せらるべきことは、もとより當然の事情であり、曩に掲げたる應神天皇より推古天皇に至る、十九代二百六十五年間の平均御在位年數を見るも、御一代平均十四年弱となるのであり、もし神功皇后を御一代として數ふる時は、御一代平均十三年強となるのである。更に舒明天皇より大正天皇まで、九代一千二百九十八年間に於いて、その平均御在位年數を見るも、やはり御一代平均十四年強となるの

である。また漢の高祖が天下を一統した西紀前二〇二年より平帝の末年なる西紀五年まで、二〇七年間十二代（呂后を以て一代とす）について見れば、一代平均十七。年強であり、更に後漢の光武皇帝建武元年即ち西紀二五年より、獻帝の末年即ち西紀二二〇年まで、二〇六年間十二代について見るも、同じく一代平均十七。年強である。唐の高祖武德元年即ち西紀六一八年から昭宗の末年即ち西紀九〇四年まで、十九代二百八十七年間にについて見れば、一代平均十五。年強となり、宋の太祖乾德元年即ち西紀九六三年から端宗の末年即ち西紀一二七七年まで、十七代三百十五年間にについて見れば、一代平均十八。年半。であり、元の太祖鐵木眞の元年即ち西紀一二〇六年から順帝の末年即ち西紀一三六八年まで、十四代百六十三年間にについて見れば、僅かに一代平均十一年弱。であり、明の太祖洪武元年即ち西紀一三六八年から莊烈帝の末年即ち西紀一六四四年まで、十六代二百七十七年間にについて見れば、一代平均十七。年強。であり、清の太祖天命元年即ち西紀一六一六年から宣統帝の末年即ち西紀一九一二年二月まで、十二代二百九十六年間にについて見れば、一代平均二十四。年強。となるのである。なほ朝鮮半島方面に於ても、新羅國の奈勿王元年即ち西紀三五六年から敬順王の末年即ち西紀九三五年まで、三十九代五百八十年間にて、一代平均十五。年弱。であり、百濟國の近肖古王元年即ち西紀三四六年から義慈王の末年即ち西紀六五九年まで、十九代三百十四年間にて、一代平均十六。年半。であり、高句麗國の太祖王元年即ち西紀五三年から寶藏王の末年即ち西紀六六八年まで、二十二代六百十六年間にて、一代平均二十八。年であり、高麗國の太祖天授元

年即ち西紀九一八年から恭愍王の末年即ち西紀一三七四年まで、三十一代四百五十七年間にて、一代平均十五年弱であり、朝鮮國の太祖元年即ち西紀一三九三年から日韓合併の時即ち西紀一九一〇年まで、二十六代五百十八年間にて、一代平均二十年弱となつてゐるのである。以上の實例によりて見れば稀には高句麗國王の一代平均二十八年といふが如き、或は清國の一代平均二十四年といふが如き場合もなしではないが、短かきは元の十一年弱といふ例もあるのであり、普通には一代平均十四五年乃至十七八年であり、二十五年に上る場合は寧ろ稀有の異例として認むべるものゝやうに見えるのである。

これは啻に東洋のみならず、西洋の方面にても略々同様であり、英國ではウィリアム一世(William I.)の即位からエドワード七世(Edward VII)の崩御まで、即ち西紀一〇六六年から一九一〇年まで八百四十五年間に三十七代で、一代二十三年弱であり、露國ではミカエル・ロマノフ(Michael Romanov)の即位からニコラス二世(Nicolas II)の崩御まで、即ち西紀一六一三年から一九一七年まで三百五十年間に十五代で、一代二十年強であり、普魯西亞ではフリードリッヒ一世(Friedrich I)の即位からヴィルヘルム二世(Wilhelm II)の退位まで、即ち西紀一七一一年から一九一八年まで二百七年間に九代で、一代二十三年であり、また佛蘭西國でユーグー・カペー(Hugh Capet)の即位からシャルル四世(Charles IV)まで、所謂カペー王朝三百四十二年間(即ち西紀九八七年から一三一八年まで)十四代では、一代二十四年強であり、フィリップ六世(Philippe VI)からルイ十六世(Louis XVI)まで、即ち西紀一三一八年から一七

九三一年(1月11十一日)まで四百六十五年間十九代で、一代二〇〇〇年半であり、隨つてユー・カペーからルイ十六世まで全部を通じて、一代二〇〇〇年強をもふ平均年數となるのである。けれども古代の羅馬皇帝なるになると、オクタヴィアヌス(Octavianus)からジョビアヌス(Jovianus)まで、即ち西紀前110年から西紀三六四年まで、三百九十四年間に三十八代(併立の場合には之を總括して一代と認む)で、一代十年強、ヴァレンティニアヌス(Valentinianus)からロムス・アウグスツルス(Romulus Augustulus)まで、即ち西紀三六四年から西紀四七六年まで、百十三年間に十五代で、一代は僅かに七年半の平均年數に當るのである。

されば、曾てアイザック・ニュートン(Isaac Newton)が確實なる希臘諸國王繼承年代を比較研究せる結果として、ヘラクリデー(Heraclide)のペロボンセサスに歸つた時からテルモピュロ(Thermopylo)の戦いで、スバルタ諸王の一代の平均年代をば、十八年乃至二十年と認めたことか、(Newton's Chronology, pp. 26-52) またジョセフ・プリーストリー(Joseph Priestley)がこの所説に基みてヘラクリデーの歸還かの第1メサニア戦役(the first Messenian War)の始まるなど、スバルタ國王二人の繼承の中では、一方は十人、他方は九人の王がその位に登つたのであり、かつメッシニア國では十人、アルカディア國では九人の王が位に即ひるので、その間の年代は百八十年乃至百九十年でなければならぬのに、普通に傳くふねじる年代は、その間三百七十九年となつて居り、甚だ不合理であるとなつたる(Priestley's

Lecture on History, pp. 110-112) またフーケ (Hooke) が羅馬古代諸王の年代について研究せる結果として、一代の治世を平均十九年乃至二十年となすことを (Ibid. pp. 113-115)、共に正當なる推定として認めらるべるものであり、隨つて帝王一代の年數が多くの場合、父子年齢の差を意味する所謂一世の年數よりも常に短かいといふことは、帝王は必ずしもその子によりてのみ嗣がるものではなく、時に或は兄弟によりて繼承されることもあり、時に或は殺害せられ、或は廢位せらるゝ場合も稀ならざることであるから、その結果前王と同年の人や、或は年長の人すらも、その位を繼承することあるが爲めであるといふ見解も、亦何等異議なきところであらうと考へる。されば、たとひ那珂博士の算定せられた通りに、平均一世の年數は二十五六年乃至三十年前後と見ることが正當であるとするも、平均一代の年數が二十五年に上る場合は稀有のことであるといふ結論は、歐羅巴に於ける諸帝王の場合にも亦適應さるべきことは、その確實なる史實の證明するところである。

そこで、翻つて我が上代諸天皇の御在位年數を推定する場合に於ても、亦この結論を無視すべきでないことは、もとより當然のことである。たゞ仲哀天皇より溯つて、崇神天皇に至る間は、書紀によると、垂仁天皇は崇神天皇の第三の御子であり、景行天皇はまた垂仁天皇の第三の御子、成務天皇は景行天皇の第四の御子となつて居り、古事記に於ても同様に、父子繼承の御關係となつてゐるのであり、仲哀天皇は記紀共に成務天皇の異母兄小碓命、即ち日本武尊の御子となつてゐるのであるから、もし記紀の傳

へを信ずるとすれば、崇神天皇から成務天皇に至る三代の間は父子繼承で、仲哀天皇だけが叔姪關係なのであるから、この事實を考慮に容るべき必要があるのである。けれども、この時代の記紀の傳へがこれだけ信賴せらるべきものであるかは疑問であるから、徒らにその記載に囚はるべきでないことも、また考慮せらるべきことゝ考へられるのである。

そこで、これを普通の王位繼承の場合と見て、御一代二十年平均とすれば、崇神天皇の御即位から仲哀天皇の崩御まで約百年となるのであり、仲哀天皇の崩御を西紀三六二年とすれば、崇神天皇の御即位は西紀二六三年頃となる譯で、支那では曹魏の元帝景元四年頃に當るのであり、晉書卷三武帝々紀泰始二年(西紀一六六年)の條に、「十一月己卯、倭人來獻<sub>ニ</sub>方物」と見え、日本書紀神功皇后紀六十六年註に引用せる晉起居注に、「晉武帝泰初二年十月、倭女王遣使重譯貢獻」とある、倭女王最後の貢獻かと思はれる記事が見えてゐる時よりも、約三年の前に當り、再び倭國貢獻の記事が現はれる西晉の安帝義熙九年(西紀四一三年)よりも、約百五十年前となつてゐるのであり、もしまだ古事記注の崇神天皇崩御年である、「戊寅年十二月崩」の記事を探るとすれば崇神天皇の崩御は「西紀三一八年戊寅」(即ち東晉元帝大興元年)と認めなければならぬことゝなるので、その御在位年數は約五十六年となる譯であり、帝王の在位年數として必ずしも無理なるものではないのである。予は曾て他の理由より崇神天皇の崩御年をば「西紀三一八年戊寅」と推定することの、最も穩當なるべきことを論じたのであつたが(史學第一卷第一號所載古第

新事記及び日本書紀の）、當時の議論にはもとより不備の點も少くないのであるけれども、而もその結論は今なほ甚しく不合理とは考へないのであり、寧ろ以上の推論にも甚だよく適合するものなることを認むるのである。（たゞその推定は古事記注の崩御紀年に信頼する場合の推定に過ぎないのであるから、必ずしも之れを以て確實なるものとして、執著すべきにあらざることは、後に論ずる通りである。）

つぎにまた、成務天皇崩御年として古事記注に「乙卯年三月十五日崩也」とある記事を探るとすれば、西紀三一八年から西紀三六二年まで、「四十四年の間で、「乙卯年」に當るのは、「西紀三五五年乙卯」（即ち東晉穆帝永和十一年）より外にはないのであるから、垂仁、景行、成務三天皇の御代は合計三十七年間となり、仲哀天皇の御代は七年間となる譯である。尤も父子三天皇の御代が三十七年といふ年代は、餘りに短かいやうにも考へられるであらうが、然し絶対にあり得ない程の年數でもないのである。今試みに我が列聖及び徳川、足利、北條の諸家について、父子三代の場合の御在位及び在職の年數を見るに、即ち左表の通りである。

尊	號	御在位年數	平均年數
仁	明（崩）—清	德（崩）—清 八三四—八七六（四三）	和（讓） 十四年強
文	徳（崩）—清	和（讓）—陽 八五一—八八四（三四）	成（讓） 十一年強
宇	多（讓）—醍	醐（讓）—朱 八八九—九四六（五八）	雀（讓） 十九年強

後三條(讓)——白	河(讓)——堀	河(崩)	一〇六九——一〇七(三九)	十三年
白 河(讓)——堀	河(崩)——鳥	羽(讓)	一〇七三——一二三(五一)	十七年
堀 河(崩)——鳥	羽(讓)——崇	德(讓)	一〇八七——一四一(五五)	十八年強
後白河(讓)——二	條(讓)——六	條(讓)	一一五六——一六八(一三)	四年強
龜 山(讓)——後宇多(讓)	伏 見(讓)	見(讓)	一二六〇——二九八(三九)	十三年
後宇多(讓)——伏 見(讓)	後伏 見(崩)	一一二九八——一三〇一(二七)	八年	
後花園(讓)——後土御門(崩)	後柏原(崩)	一四二九——一五二六(九八)	三十三年弱	
後土御門(崩)——後柏原(崩)	後奈良(崩)	一四六五——一五五七(九三)	三十一年	
後柏原(崩)——後奈良(崩)	正親町(讓)	一五〇一——一五八六(八六)	二十九年弱	
後陽成(讓)——後水尾(讓)	明 正(讓)	一五八七——一六四三(五七)	十九年	
東 山(讓)——中御門(讓)	櫻 町(讓)	一六九六——一七四七(五二)	十七年強	
中御門(讓)——櫻 町(讓)	桃 園(崩)	一七一〇——一七六二(五三)	十八年弱	
光 格(讓)——仁 孝	明(崩)	一七八〇——一八六六(八七)	二十九年	
仁 孝(崩)——孝 明(崩)	治(崩)	一八一七——一九一二(九六)	三十二年	
孝 明(崩)——明 治(崩)	正(崩)	一八四七——一九二六(八〇)	三十七年弱	

## 徳川氏將軍在職年數表

將軍名	在職年數	平均年數
家康(讓)——秀忠(讓)——家光(薨)	一六〇三——一六五〇(四八)	十六年
秀忠(讓)——家光(薨)——家綱(薨)	一六〇五——一六六二(五三)	十八年弱
家光(薨)——家綱(薨)——綱吉(薨)	一六二三——一七〇八(八六)	二十九年弱
家綱(薨)——綱吉(薨)——家宣(薨)	一六五一——一七一二(六二)	二十一年弱
綱吉(薨)——家宣(薨)——家繼(薨)	一六八一——一七一六(三六)	十二年
吉宗(讓)——家重(讓)——家治(薨)	一七一六——一七八六(七一)	二十四年弱
家齊(讓)——家慶(薨)——家定(薨)	一七八七——一八五七(七一)	二十四年弱
足利氏將軍在職年數表		
將軍名	在職年數	平均年數
尊氏(薨)——義詮(薨)——義滿(讓)	一三三六——一三九四(五九)	二十年弱
義滿(薨)	一三三六——一四〇八(七三)	二十四年強
義詮(薨)——義滿(讓)——義持(薨)	一三五八——一四二七(七〇)	二十三年強
北條氏執權在職年數表		

時頼(卒) — 時宗(卒) — 貞時(卒)

一二四六 — 一三一 — (六六)

二十二年

時宗(卒) — 貞時(卒) — 師時(卒)

一二五六 — 一三一 — (五六)

十九年弱

貞時(卒) — 師時(卒) — 高時(卒)

一二八四 — 一三三三 — (五〇)

十七年弱

以上の實例によると、三十一の實例中で、父子三代十三年間といふのが最短年數で、つぎは二十七年、三十四年、三十九年(二)四十三年、四十八年、五十年、五十一年、五十二年、五十三年(二)五十五年、五十六年、五十七年、五十八年、五十九年、六十二年、六十六年、七十年、七十一年(二)七十三年、八年、八十六年(二)八十七年、九十三年、九十六年、九十八年といふ順序である。即ち之れによりても、普通に父子三代の年數は五十年代が最も多いのであるけれども、少きは十三年間、多きは九十八年間に及ぶものであることが、略々推定せられ得るのである。尤もその多くは崩薨による繼承ではなく、讓位によるものであるから、その中で崩薨による場合のみを探れば、後土御門天皇から後奈良天皇に至る九十三年と、仁孝天皇から明治天皇に至る九十六年、孝明天皇から大正天皇に至る八十年、家光から綱吉に至る八十六年、家綱から家宣に至る六十二年、綱吉から家繼に至る三十六年、及び時頼から貞時に至る六十六年、時宗から師時に至る五十六年、貞時より高時に至る五十年だけである。即ち少きは三十六年より多きは九十六年に及んでゐるのである。されば崇神天皇御一代の御在位年數が五十六年なるに對して垂仁、景行、成務御三代の御在位年數が三十七年といふのは、一見不合理の様ではあるが、必ず

しもあり得ないことも思はれないものである。

けれども、もしかやうに古事記注の崇神成務兩天皇の崩御紀年を信ずるとすれば、御一代の平均年數をば二十年とするよりも、寧ろ十五・六年を見て、崇神天皇の御即位から仲哀天皇の崩御までを、七〇五年乃至八〇年と推定した方が、崇神天皇の御在位年數が三十一年乃至三十六年となる點に於て、一層あり得べきこととも考へられるのである。されど、垂仁天皇以後の年數が比載的短いことは、崇神天皇の御代が比較的長かつた爲めであるとも考へられ得るのであるから、何れとも確言は出來難いのである。而も古事記注の崩御紀年が必ずしも信賴出來ないことは、曩に論じた通りであるとすれば、また之れに囚はるゝことも如何かと思はれるので、やはり各方面より推定した、一般的結論の中數に従つて、御一代平均二十年となし、その各時代の御在位年數は不明として置いた方が、最も穩當な處置であらうと考へる。もとより崇神垂仁景行成務四天皇の御繼承が、父子直系であるといふ記紀の傳へも、果して信すべきであるかどうか不明ではあるが、たゞその傳へを信ずるとしても、少くとも仲哀天皇の御代だけは、甚だ短かゝつたものと認めなければならぬ事情にあるのであるから、御一代平均二十年を見る推定は長きに過ぐるとも短かきに失するものは思はれないのであり、決して甚しく不當の推定とは考へられないものである。(前掲實例による東洋方面の一代平均年數十七年強、西洋方面は羅馬を除いて一代平均二十三年。故にその中數は約二十年となる。されど東洋は概して西洋よりも短かし。)

而もまた、崇神天皇より成務天皇に至る間は、父子直系であつたといふ記紀の傳へに依頼して、乃ち那珂博士の所説に従ひ、御一代平均三十年として見る時は、崇神天皇より仲哀天皇まで百五十年間となるのであり、崇神天皇の御即位をば西紀二二三年頃、支那では後漢の獻帝建安十八年頃と認めなければならぬことなる譯で、耶馬臺國女王卑彌呼が始めて魏に使節を派遣した景初三年即ち西紀二三九年よりも約二十六年前、卑彌呼が死んだ魏の正始即ち西紀二四七年よりも約三十四年前となるのであるから、仲哀天皇の御代を比較的短かつたものとすれば、他の諸天皇は平均御在位年數三十五、六年を見なければならないので、卑彌呼の時代は恰も崇神天皇の御代に當る譯である。けれども、かくの如きはたゞ極めて稀に見る事例であり、曩に掲げた古今東西に亘る諸王朝の總平均年數には、全くその例を見ざるところである。その中で、特に二十八年といふ最も永い平均年數を示してゐる、高句麗國の諸王中でも、また特に在位七十九年といふ、西方にては他に比類なき長在位者と稱せらるゝ、ヴィロゼセス二世(Vologeses II king of Parthia)の在位七十一年よりも、更に八年だけ長い在位年數を有してゐる、長壽王を含めて、廣開土境好太王から安原王に至るまで、五代の平均在位年數が、漸く三十年強に過ぎないのであり、たゞ之れに次げる長平均年數を有する清朝の中で、聖祖康熙帝より宣宗道光帝まで、康熙六十一年、乾隆六十年といふやうな時代を包括して、五代の平均在位年數が三十七年強となつてゐるのである。

されば、喜田博士が崇神天皇の崩御年を皇紀八五八年戊寅、即ち西紀一九八年とし、成務天皇崩御年を皇紀九五五年乙卯、即ち西紀二九五年とし、卑彌呼の魏に通ぜしをば、景行天皇の御代となす推定を許す。○○○○○、仲哀天皇の崩御年は曩に前項に於て詳論せし通りに、斷じて皇紀九六二年壬戌即ち西紀三〇二年に比定すべき理由なく、略々西紀三六二年に比定せらるべき理由が存するのであるから、仲哀天皇の崩御より崇神天皇の崩御まで百六十五年となり、隨つて垂仁天皇より仲哀天皇に至る御四代の平均年數は實に四十一年強となり、恐らく他にその類例を求むること能はざる年數となるのである。(歴史、第三十卷、第四號、「漢籍に見えたる倭人記事の解釋」参照) 而もなほかくの如き推定を認めんが爲めには、まづ必ずしも信するに足らざる古事記注の崩御紀年に絶對の信賴を置き、かつ推古天皇より應神天皇に至る予の前掲推定紀年を無視し、また古今東西の帝王について立證せられたる、一代平均年數に關する結論を排棄し、以て唯一の例外として、そのあり得べきことを推想提唱しなければならないのであり、かくの如きは識者の到底與すること能はざるところであらうと考へる。かの内藤湖南博士が卑彌呼を以て倭姫命に比定し、「有二男弟、佐治國」とある男弟は、倭姫命の御兄に坐す、景行天皇を指し奉るものとせらるゝが如きも(讀史叢錄所收「卑彌呼考」参照)、要するにその時代の觀念が喜田博士等と同様なるが爲めであり、この問題の根本條件たる年代の研究に觸るゝことなくして、その解決を敢てせんとするが如き、また到底首肯する能はざるところである。

以上論究するところによりて、予は仲哀天皇より崇神天皇に至る年代をば、御一代平均二十年とし、

崇神天皇の御即位を以て西紀二六三年頃と見ることをば、最も穩當なる見解と認むるのであり、特に古事記注の崩御紀年を信ずるとすれば、一層この推定に援助を與ふるのであるけれども、この紀年は必ずしも信するに足らないので、更に御一代平均三十年として、崇神天皇の御即位をば西紀二一三年頃と見るこども、或は可能のこととして之を認むることが出来るかとも考へられるのである。されど、御一代の平均年數をば四十一年と見て、崇神天皇の崩御年をば西紀一九八年となし、隨つてその御即位をば西紀一五八年頃と認めんとする所説に至つては、予は全然その正當なる理由を見出すことが出来ないのである。もし果してこの見解に誤りなしとすれば、崇神天皇の御即位は西紀二一三年頃で、恰かも三國時代曹魏の末年頃（西紀一六五年十二月、魏元帝禪位于晉）か、或は西紀二六三年頃で、即ち後漢の末年頃（西紀二三〇年十月、漢獻帝禪位于魏）に當るのであるから、もし前者が正しいとすれば、曹魏の正始八年即ち西紀二四七年に死した、耶馬臺國女王卑彌呼の時代は、崇神天皇の御代よりも十五六年前に終つたこととなり、もし後者を正しいとすれば、女王の時代は崇神天皇の御即位よりも三十四五年後まで續いたこととなり、恰かも崇神天皇と略・同一時代に當るべき譯である。

或は内藤博士の如き、「余は女王國が狗奴國と相攻撃せりといふによりて、其の時期を景行天皇の初年、熊襲親征の事に該當する者と斷ぜんとす。（中略）かくて之より下れる世に考へ及ぼすに、神功皇后攝政の期は那珂通世氏の説の如く、三國史記と神功紀の干支と續日本紀の菅野眞道等の上表によりて、百

濟近肖古王の時とすること當然なれば、此間凡そ百年にして、景行、成務、仲哀、神功四朝に彌れば、必ずしも荒唐に流れざるべし。又之より上に溯りて、漢靈帝光和中の内亂を、崇神垂仁の二朝に於ける百姓流離或有背叛崇神紀六により、神祇を崇敬せしこと、武埴安彦の叛、四道將軍の出征、狹穂彦の亂などに當る者せんには、其間五六十にして長短頗る當を得る者の如し。是れ我が古史の紀年を定むるに於て、亦甚だ有要なる資料たるべきなり」と論じて居られるのであるが（讀史叢錄所收 卑彌呼考參照）、然し百濟近肖古王の時代を以て、神功皇后攝政の期に比定せし、那珂博士の説を承認されたのであるから、神功皇后の攝政が西紀三六三年に始まるとなす同博士の説をも、亦當然認めらるべきこと、思はれるのであり、隨つてそれから卑彌呼が歿した西紀二四七年までは、約百十六年を隔てゝゐるのであるが、内藤博士が卑彌呼に比定せらるゝ倭姫命は、記紀の傳ふるところによると、景行天皇の御妹で、日本武尊御東征の時に、草薙劍をば尊に授けられたといふのであるから、倭姫命が景行天皇の御代になほ御在世であつたことは、勿論認めなければならないばかりでなく、その薨去の年代は全く傳ふるところがないのであるけれども、普通の場合では御兄君なる景行天皇よりも、早く薨せられるやうのことは、まづなかつたものとして見るべきであらうと思はれるので、假りに景行天皇の崩御と同時に薨せられたものとして見るも、日本書紀には御在位六十年となつてゐる成務天皇と、御在位九年となつてゐる仲哀天皇との御代をば更に延長して、凡そ百十六年であつたとして認めなければならぬ譯であり、たゞ景行天皇の御代の半

頃に薨せられたものとして見るも、景行、成務、仲哀三天皇に亘る御在位年數は、曩に詳論した通りに平均三十年以上に上ることは、到底認められないことであり、殊にこの場合は、仲哀天皇の御代が甚だ短かゝつたものと認められるので、一代平均三十年は長きに失するとも、斷じて短か過ぎるものとは思はないのであるから、景行天皇の御代の半頃より仲哀天皇崩御の時まで、恐らく五十年乃至六十年以上に出づることは、決してあるまいと推せられるのであり、それにしても百十六年は實年代の約二倍となる譯である。況んや御妹倭姫命が御兄景行天皇よりも後に薨せられたといふ、普通の場合を以て、最も可能性大なるものを見る時は、倭姫命の薨去は成務天皇の御代となるのであるから、それより仲哀天皇の崩御までは、或は三十年内外とも考へられ得るのである。されば内藤博士が「此間凡そ百年にして景行、成務、仲哀、神功四朝に彌れば、必ずしも荒唐に流れざるべし」といはれた推算は、果して如何なる根據に基かれたものであるか、全く不可解のことゝいはなければならないのである。而もかくの如き不可解なる年代觀念に基ける、史實の類比を根據として、「是れ我が古史の紀年を定むるに於て、亦甚だ有益なる資料たるべきなり」と断せらるゝに至つては、啻にその時代の推定上、本末顛倒の議論であるばかりでなく、また實に當時の極東諸國の大勢を無視せるものといはなければならないのである。【未完】

附言 ニュートンの研究及びブリーストレーの所論は、瀧本博士の好意により、その藏書を借覽して知りしものである。